

滋賀県河港・砂防協会会則

創 立 平成25年6月1日
施 行 平成25年6月1日
改 正 平成26年5月29日

(名 称)

第1条 本会は、滋賀県河港・砂防協会と称し、全国水防管理団体連合会及び社団法人全国治水砂防協会の滋賀県支部を兼ねるものとし、同時に公益社団法人日本河川協会並びに社団法人日本港湾協会の機関となる。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を滋賀県土木交通部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、県内河川・港湾及び砂防に関する諸般の事項を考究し、情報の交流と知識の普及に努め、その事業の促進を図り、災害の防止軽減を期するとともに、豊かな地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 治水・利水及び砂防に関する調査及び研究
- (2) 治水・利水及び砂防事業並びに災害復旧事業及び災害防止事業の促進
- (3) 港湾の整備改善を促進するための活動
- (4) 河川愛護及び水防訓練の普及及び徹底
- (5) 講演会、各種講習会等の実施及び参加
- (6) 治水・利水及び砂防事業の功労者並びに水防功労者の表彰
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する市町
- (2) 特別会員 滋賀県
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、一時金を納付したもの

(入 会)

第6条 賛助会員になろうとする者は、本会に届出を提出しなければならない。

(退 会)

第7条 本会を退会しようとするときは、事由を具して本会に届出なければならない。

- 2 退会しようとするものは、その年度までの未納会費を完納しなければならない。また、退会に際しては、既納の会費は返付しない。

(会 費)

第8条 正会員は、毎年、均等割会費および事業費割会費を納入し、特別会員は、特別会費を、賛助会員は、賛助会費を納入する。

- (1) 均等割会費 10,000 円
 - (2) 事業費割会費 施行する事業費の 1,000 分の 1.5 以内
 - (3) 特別会費 400,000 円
 - (4) 賛助会費 10,000 円
- 2 会費は、毎年当該年度の 9 月 30 日までに納めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、分納することができる。
 - 3 全国およびブロック単位の大会等が本県において開催されるときは、臨時に会費を徴収することができる。

(役員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
 - (3) 理事 4 名
 - (4) 監事 2 名
- 2 理事および監事は、総会において会員の中から選任する。
 - 3 会長および副会長は、理事の互選とする。
 - 4 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第 10 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、会務を処理する。
- 4 監事は会務の執行を監査する。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 役員は、任期満了または辞任による退任後も、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(顧問)

第 12 条 本会は必要に応じ顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 3 顧問は名誉職とし、無報酬とする。

(会議の種類)

第 13 条 本会の会議は総会および理事会とし、総会は定期総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、総会および理事会に出席して意見を述べるることができる。

(会議の権限)

第 15 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 役員を選任および解任
- (2) 会則の変更
- (3) 事業計画および事業報告
- (4) 収支予算および決算
- (5) その他本会運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 総会の委任を受けた事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(会議の開催)

第16条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(会議の招集)

第17条 会議は、会長が招集する。

(会議の議長)

第18条 会議の議長は会長がこれにあたる。但し、会長に事故あるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の定足数)

第19条 会議は、次に定める定足数以上の出席がなければ開くことができない。

- (1) 総会においては、会員の過半数
- (2) 理事会においては、理事の過半数

(会議の決議)

第20条 会議の議事は、出席員数の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 会長が緊急を要すると認めるときは、理事会を招集し、その決議を総会の決議に代えることができる。

3 前項の理事会の決議は、総会への報告に代えて、理事会終了後速やかに全会員市町長に文書で報告するものとする。

4 理事会の議決を要する事件であっても、その議決を得るいとまがないとき、または事件の軽易なものについては、会長がこれを専決することができる。ただし、次期理事会に報告しなければならない。

(会議の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員あるいは理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の出席構成員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合、第20条の適用については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第22条 総会および理事会の議事については、議事録を作成する。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第24条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、総会の議決を経て決定する。

(暫定予算)

第25条 総会で新事業年度の予算が決定するまでは、会長は、前事業年度の予算に準じて収入および支出をすることができる。

2 前項の収入および支出は、新たに決定した予算の収入および支出の一部とみなす。

(予備費)

第26条 予測しがたい支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、会長の承認を得て行い、速やかに理事会に報告しなければならない。

(事業報告および決算)

第27条 本会の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て決定する。

なお、剰余金は翌年度に繰越し、収入予算に編入するものとする。

(事務局)

第28条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、会長が任免する。

(補 則)

第29条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成25年6月1日から施行する。

2 昭和32年4月1日施行の「滋賀県河港協会会則」および昭和35年6月16日施行の「滋賀県砂防協会会則」は、これを廃止する。

3 滋賀県河港協会および滋賀県砂防協会が、平成25年4月1日から平成25年5月31日までに執行した事業ならびにこれに伴う収入および支出経費は、滋賀県河港・砂防協会に引き継がれているものとみなして処理する。

附 則

この会則の一部改正は、平成26年5月29日から施行する。